

定額減税補足給付金（不足額給付）について

■給付金の概要

国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき、令和6年度に定額減税（本人及び扶養親族1人につき、令和6年分所得税から3万円、令和6年度の個人住民税所得割から1万円）が行われ、その定額減税しきれないと見込まれる方に対し、定額減税補足給付金（当初調整給付）を令和6年に支給しました。

この度の給付金は、当初調整給付の支給額に不足が生じた場合などに、追加で不足分の給付を行うものです。

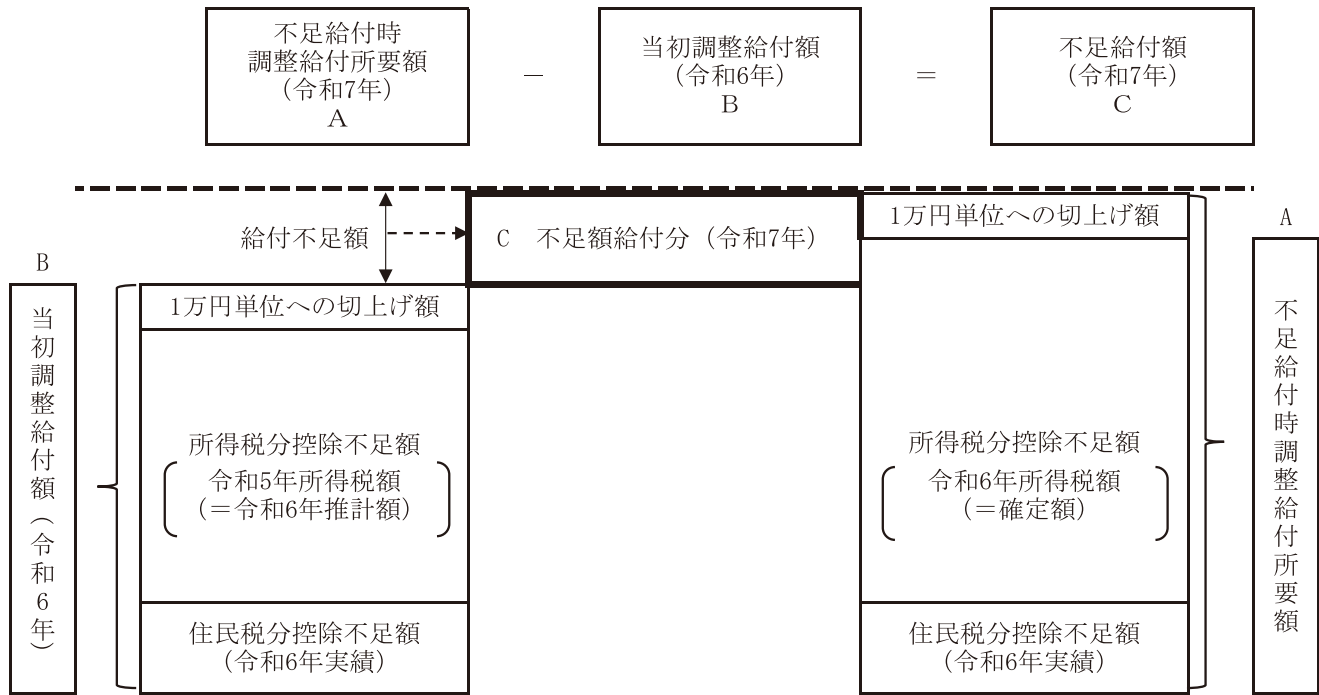
■支給対象者

原則として令和7年1月1日に下川町に住民登録がある方で、次の「不足額給付Ⅰ」または「不足額給付Ⅱ」に該当する方

1. 定額減税しきれず不足額が生じた方【不足額給付Ⅰ】

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年度所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

【イメージ図】



【給付対象となる可能性のある方の例】

○令和6年所得税推計額に比べ、令和6年所得税確定額が減少した方（本人のみ、扶養親族なし）

	当初調整給付額 (令和6年所得税推計額)	不足額給付時調整給付所要額 (令和6年所得税確定額)
所得税・・・①	26,000円	15,000円
定額減税※所得税のみ・・・②	30,000円 (30,000円×1人)	30,000円 (30,000円×1人)
②－①・・・③	4,000円	15,000円
調整給付額（③を1万円で切上げ）④	10,000円	20,000円⑤

不足額給付 ⑤20,000円－④10,000円＝10,000円

○令和6年中に子どもが出生し、扶養親族が増加した方（扶養親族1人→2人）

	当初調整給付額 (令和6年所得税推計額)	不足額給付時調整給付所要額 (令和6年所得税確定額)
所得税・・・①	15,000円	15,000円
定額減税※所得税のみ・・・②	60,000円 ※30,000円×(本人+扶養1人)	90,000円 ※30,000円×(本人+扶養2人)
②－①・・・③	45,000円	75,000円
調整給付額（③を1万円で切上げ）④	50,000円	80,000円⑤

不足額給付 ⑤80,000円－④50,000円＝30,000円

2. 定額減税や低所得世帯向け給付等のいずれも対象とならなかった方【不足額給付Ⅱ】

次の要件3つを全て満たす方（原則4万円給付）

①令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割が、ともに定額減税前の税額が0円の方（本人として定額減税の対象にならない方）

②税制度上、「扶養親族」の対象とならない方（事業専従者、合計所得金額48万円越）

③低所得世帯向け給付（令和5年非課税世帯給付金等、令和6年非課税化給付金等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方

■給付金の支給手続きについて

支給対象になると見込まれる方には、8月下旬に定額減税補足給付金（不足額給付）の確認書等を郵送いたします。

なお、下川町で課税情報等が確認できない場合など受給権者本人から申請が必要な場合がありますので、確認書が届けられない方で給付金の対象と思われる方は保健福祉課窓口（ハピネス）で別途申請が必要です。

■お問い合わせ

保健福祉課福祉係
☎412511内線614
413356（直通）

